

入 札 説 明 書

令和8年3月2日に公告した汚泥原液運搬委託（笠岡浄水場）に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 公告番号 | 企水第860号 |
| (2) 業務名 | 汚泥原液運搬委託（笠岡浄水場） |
| (3) 業務の内容 | 汚泥原液運搬委託（笠岡浄水場）仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 岡山県企業局工業用水道事務所給水課の指定する場所 |

2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したものの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類2. 廃棄物処理、小分類3. 産業廃棄物（収集・運搬）」であり、格付区分がAであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けており、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥」が含まれていること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であり、かつ、倉敷市内又は笠岡市内に本店、支店又は事業所等を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称

〒712-8001

倉敷市連島町西之浦 5912-3

岡山県企業局工業用水道事務所 総務課

電話番号 086-446-2441

- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書の配布及び方法

- 1) 配布期間 令和8年3月2日から令和8年3月16日まで
2) 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県企業局ホームページからダウンロードできる。

(2) 仕様書の閲覧及び配布

- 1) 閲覧・配布期間 令和8年3月2日から令和8年3月19日までの
午前9時から午後5時まで
2) 閲覧・配布場所 上記3の場所に同じ

(3) 仕様書に対する質問の受付

- 1) 受付期間 令和8年3月2日から令和8年3月9日までの
午前9時から午後5時まで
2) 方法 「仕様書に対する質問・回答書」によりFAXすること。
3) 宛先 086-448-3252

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

①入札参加資格確認申請書

②倉敷市内又は笠岡市内に本店、支店又は事業所等を有することを証する
書面（公にされている会社概要、パンフレット等で可）

※入札参加資格者名簿に登載された所在地が倉敷市内又は笠岡市内にある
者を除く。

③廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し
（取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥」が含まれているもの）

- 1) 提出期間 令和8年3月2日から令和8年3月16日までの
午前9時から午後5時まで
2) 提出場所 上記3の場所に同じ
3) 提出方法 持参（郵送又は電送による申請は認めない。）

(5) 入札参加資格要件の審査

1) 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の（1）、
（2）、（3）、（4）、（6）、（7）及び（8）の事項について審査
し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

2) 事後審査

上記1)の事項を除く入札参加資格要件の審査は開札後に行う。

事後審査は、入札参加資格要件をすべて満たしている者1名を確認する
まで、最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、当該最
低制限価格を上回る最低価格入札者）から入札価格の低い順に行い、入
札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にそ
の旨を通知する。

3) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った
日の翌日から起算して7日以内に、5（3）3）の宛先にFAXする方法

により、説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

- 1) 日時 令和8年3月23日 午前10時20分
- 2) 場所 倉敷市連島町西之浦5912-3
岡山県企業局工業用水道事務所 3階 第2会議室
- 3) 提出方法 持参(郵送又は電送による入札は認めない。)

(2) 入札方法

1) 入札書の記載方法

入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

入札者は、汚泥原液1m³当たりの消費税及び地方消費税相当額を含まない単価を入札書に記載すること。(詳細は汚泥原液運搬委託(笠岡浄水場)仕様書参照)

2) 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人(受任者)の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印(受任印)を押印すること。

(3) その他

- 1) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

- 2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 3) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- 4) 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札(2回)を行う。

7 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 上記5(5)2)に規定する事後審査において入札条件に不適合と認められた者のした入札
- (4) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第 137 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第 1 順位落札候補者とする。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第 1 順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札決定は、上記 5 (5) 2) の事後審査が完了した後に行う。

10 契約書の作成

契約書を作成する。

11 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

12 その他

- (1) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (2) 岡山県議会令和 8 年 2 月定例会において、当該事業に係る予算の議決が得られなければ入札を行わない。
- (3) 契約締結は令和 8 年 4 月 1 日とする。